

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付、休業補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C営業所（以下「事業場」という。）において、宅配荷物の配達員として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、事業場において配達伝票の整理をしていたところ、同僚から「挨拶がない」などと因縁をつけられ、同人から顔面を〇回殴打され、負傷したという。請求人は、同日、D医療センターに救急搬送され、同日のうちにE病院に転送され、「左顔面多発骨折、左下眼窩神経麻痺」（以下「本件負傷」という。）と診断され、入院・通院加療の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）した。

請求人は、本件負傷は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を、また、治ゆ後、障害が残存するとして、障害補償給付を各々請求したところ、監督署長は、本件負傷は業務上の事由とは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及ん

だものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件負傷が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 業務に従事している場合に被った負傷であって、他人の故意に基づく暴行による負傷については、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因するものと推定するとされているところ、請求人を負傷に至らしめた加害者の故意が、私的怨恨等が原因となったものか否かが問題となるので、以下に検討する。

(2) まず、一件記録を精査すると、本件暴行は、決定書理由に説示するとおり、Fが一方的に請求人に対して、臀部を足蹴りした後、○発顔面を殴り、逃げる請求人を執拗に追いかけて、更に一方的に○発以上も顔面を殴打し、最後には長椅子を持ち上げて投げ付けたものであると認められる。

(3) 次に、その原因については、G所長の申述に照らせば、決定書理由に説示のとおり、Fの「Gから受けている相談について、請求人との揉め事を年内に解消するために請求人に会って話をしようとしたところ、その時の請求人の態度に腹が立ち、衝動的に請求人を殴ってしまった」旨の申述が事実であるとみるのが自然かつ合理的である。

そうすると、本件暴行は、Fが私的に介入した請求人と会社の従業員であるGとの問題を解決する過程で生じた私的怨恨が原因となって発生したものとみることが相当であり、当審査会としても、請求人の本件負傷について業務起因

性を認めることはできないものと判断する。

したがって、請求人が被った本件負傷は業務上の事由によるものであるとは認められないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付、休業補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。